

共同親権運動

親どうしが別れても 親子が親子であるために 34号

2016年6月18日

こじらせ弁護士コンテスト2015

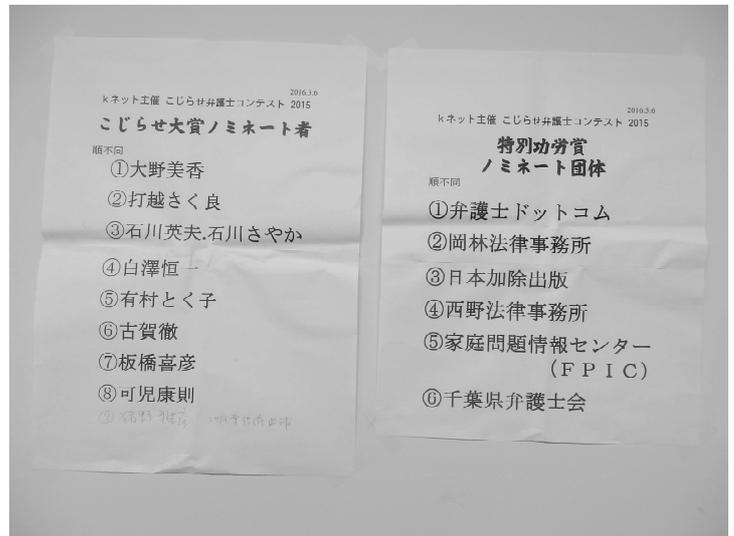
kネット2015年度の総会は、二十四節気の一つ啓蟄（けいちつ）の3月6日(日)に東銀座で行われました。総会では、まずkネット2015年の取り組みについて、昨年度総会にて目標にあげた養育費の争点化、ステップファミリーの議論の組み込み、全国交流会の開催、国立市での共同子育て支援の実現などについて現状の総括がなされた。

そして2015年度の活動として、会報(31,32,33号)の発行、「離婚しても子育てしよう！片親疎外とDV防止、何が問題？」等講演会の実施等の3回の大きなイベント、国立市や人事院への働きかけ等、啓発活動について報告がされました。2015年度の決算報告も同時に行われました。続いて、2016年度について、運営委員の選任の後、活動方針や予算案について議論され、国立市での片親排除防止策の実現や養育費が受け取れない同居親への支援、DV法の手続き保障に関して要望書や議員質問への粘り強い取り組み等の目標を承認しました。

また総会の前日に日弁連主催で開催されたシンポジウム「公平な離婚給付を考える」に参加した会員からの報告があり、「女性が子どもを見るのが当たり前」「男性は子どもが会いに来るまでは黙って金を出すべき」という旧来の考えから抜けられない弁護士たちの存在を感じ、如何に退職金や養育費をぶんどるか、指南をしているかのようなシンポジウムであったとのことでした。啓蟄は春の陽気を感じ、地中で冬ごもりしていた虫が目覚めることを言いますが、弁護士会は啓蟄の季節に、離婚や別居親からお金を稼ぐことに目覚めていたようです。同じ目覚めるなら共同親権で子どもの最大の利益になることに目覚めてほしいものです。



総会後は、特別ゲストとして元日本テレビキャスターで維新の党（現民進党）の真山勇一議員から挨拶がありました。議員は、これまで国会や参議院法務委員会での連れ去り問題、共同親権、間接面会交流、離婚調停の問題点やDV法の住所非開示について、精力的に取り組んでいただいているが、今後も国会、法務委員会などで引き続きこれらの問題取り上げていくことを述べられ、会場から大きな拍手がもたらされた。



kネット 原則交流・実質平等 第Ⅳ期 共同親権運動ネットワーク

〒186-0013 東京都国立市青柳3-10-8. 103
TEL 03-6226-5419 FAX 03-6226-5424
メール info@kyodosinken.com ホームページ <http://kyodosinken.com/>
郵便振込 00130-5-472679 加入者名:kネット
銀行口座 三菱東京UFJ銀行国立支店0072170 (普)ケイネット

その後、今年新たな取り組みとして始まった、こじらせ弁護士団体コンテスト「こじコン」2015が行われました。子どもと引き離された親の親としての尊厳を踏みにじり、ローハラスメントによって当事者間の関係をいたずらにこじらせる「こじらせ弁護士」の存在が際立っています。「こじコン」の開催の大きな目的は、「子どものために双方の親が養育に関われるように親どうしの協力関係を斡旋する」というのが離婚時の本来の弁護士の役割にも関わらず、旧態依然の弁護士業界の発想の転換を促すためでもあります。

まず審査員として西牟田靖氏（ノンフィクションライター）、中田和夫氏（ミクシィコミュ「親の離婚と子ども」管理人）、重松朋宏氏（国立市議会議員、みどりの党）、的早克真氏（kネット運営委員）の紹介があり、それぞれの立場からの活動の報告がありました。その後ノミネートされた人および団体のこじらせ活動の紹介があり、その後会場での投票に移りました。

こじらせ大賞ノミネート者として、大野美香／打越さく良／石川英夫、石川さやか／白澤恒一／有村とく子／古賀徹／板橋喜彦／可児康則の各氏、こじらせ特別功労賞ノミネート団体は、弁護士ドットコム／岡林法律事務所／日本加除出版／西野法律事務所／家庭問題情報センター（F P I C）／千葉県弁護士会がノミネートされ、ネット投票と会場の投票から、栄えある第1回こじらせ大賞（グランプリ）には打越さく良氏、準こじらせ大賞（準グランプリ）に可児康則氏、こじらせ特別功労賞（こじらせ活動、発言で多大な貢献をした団体、個人）に家庭問題情報センター（F P I C）、こじらせネット大賞（ネット投票グランプリ）に可児康則氏が選ばれ2冠に輝きました。

kネットでは受賞された皆様のお祝い？するとともに今後の動向を見守って行きたいと考えております。



【こじらせ大賞部門】

- 1 打越さく良 37.5点（大賞）
- 2 可児康則 27.7点（準）
- 3 石川英夫・さやか 17点
- 4 白澤恒一 10.4点
- 5 板橋喜彦 6.7点
- 6 大野美香 0.6点

- 7 有村とく子 0.3点
- 8 古賀徹 0.1点

【こじらせ特別功労賞部門】

- 1 家庭問題情報センター 11.6点
- 2 日本加除出版 4.8点
- 3 千葉県弁護士会 1.2点
- 4 西野法律事務所 1.0点
- 5 岡林法律事務所 1.0点
- 6 弁護士ドットコム 0.9点

【こじらせネット大賞】

- 1 可児康則（39%, 61 Votes）
- 2 石川英夫、石川さやか（37%, 58 Votes）
- 3 打越さく良（9%, 14 Votes）
- 4 大野美香（6%, 9 Votes）
- 5 白澤恒一（4%, 6 Votes）
- 6 有村とく子（3%, 4 Votes）
- 7 板橋喜彦（2%, 3 Votes）
- 8 古賀徹（1%, 1 Votes）



★「離婚と子育て」実践講座 2016年春 離婚しても子育てしよう！レポート

さる2016年年3月20日、27日の2回にわたって開催されました。今回の講座はこれまで「子どもに会いたい親のための実践講座」から改め「離婚しても子育てしよう！ 離婚と子育て」としました。

これまでの講座でテーマとしてきた法体系の知識や家裁への対応、引き離し実態、そして面会交流実現などの内容はもちろん大切です。今回はそれらに加え「共同養育」に重心をシフトさせています。「法整備が不十分」「課題が多い」中でも「自分たちで今から取り組める事」に着目した企画と言えます。

その講座の中で、私は後半の「共同養育支援の実際 ～ビジテーションから見る現状と課題～」と題してお話をさせていただきました。約5年間の面会交流支援（ビジテーション）での経験や情報を皆さんと共有しようという内容です。

単純な「既存情報の寄せ集め」にならぬよう、代表的なビジテーションの利用フローや、サービス提供側の考え方の違いがサービス内容にどう影響をしているのかを比較するなど工夫しました。（望月蓮）

ダイジェスト

お話しした内容をすこしご紹介します。

1. 共同養育支援の1つ「ビジテーション」の紹介、
2. 当事者のメリットと課題、3. 提供している支援の比較例（仮想比較）、4. ビジテーションケース紹介、5. ビジテーション実現・継続の工夫、6. ワーク「ビジテーションの課題解決と改善の工夫」このような章立てでお話をしました。

「2. 当事者のメリットと課題」は「シンプルに言葉で書き出す」ことで、当事者が関係者に話をする時の助けになると感想をいただきました。「4. ビジテーションケース紹介」では事情に合わせた柔軟な対応が必要で、“自分の場合はどのようにできるか？”を具体的に考える素材として情報提供できたと思います。参加された方々にはビジテーションを知るよい機会になった。自分がこれまで感じていた事を整理された情報として再確認できてよかった、などの感想をいただきました。今後も内容をアップデートしつつ継続していきたいと思います。

夏の実践講座も開催予定

8月27日（土）13：30～

講師・蓮見岳夫（カウンセラー）・稲坂将成（弁護士）

9月3日（土）13：30～

講師・宗像充（ライター）ほか

場所・銀座セミナールーム

☆k ネット講習会レビュー

ある日突然、我が子を妻に連れ去られ、会うことも声を聞く事もできなくなりました。全力で考えられるあらゆる対策を試みています。支援団体は色々あり、それぞれに特色もあります。幅広い考え方と多様な対策の引き出しを持つために、出きる限り多くの会合に参加しています。kネットの特徴としては、具体的実践的であること、多様な考えを持っていること、試行錯誤し続けていることなどがあります。

2016年3月に「離婚と子育て」実践講座が4つのテーマで行われました。

「離婚と子どもの法と制度」では、古賀弁護士が、パターンごとに解説いただき、定番に加えて、試行錯誤されている対策までお聞かせ頂きました。「共同養育支援の実際」では、蓮見氏より、ビジテーションの利用の仕方、注意点や課題、比較などをわかり易く解説頂きました。書籍では詳しい解説が無い分野なので大変参考になりました。「家庭裁判所攻略法」と「傾向と対策-別居親相談から見えてくるもの」では、宗像氏より、学校や行政との関わり方、家庭裁判所で陥れられやすい現状と対策を具体的な言葉の使い方までを詳細に紹介頂きました。ここまで細かく教えて頂ける弁護士も少ないので非常に助かります。連れ去られ親は、今後も不利で苦しい戦いが続きます。全力で対応力を身に付け、試行錯誤しなければ道は開けません。これらの講習会には今後も期待しています。（小島太郎）

シンポジウム

“親子の強制分離”に参加して

子どもの日、2016年5月5日に開催された、「子どもの権利条約日本」が主催するシンポジウム「“親子の引き離し”を生み出す日本の社会構造を考える」に参加してきました。児童相談所による一時保護とその後の社会的養護に伴う親子の引き離しといういわゆる児相問題、及び、離婚等に伴う親子の引き離し、という2つの面から“親子の強制分離”について論じられました。児相問題については、一橋大学名誉教授の水岡不二雄さん、臨床心理士の須田桂吾さん、神奈川県中井町町議会議員の加藤久美さんの3名が。離婚問題には、共同親権運動ネットワークの宗像充さん、離婚問題当事者の海老名修乃助さんの2名が講演しました。

はじめに、主催者側の福田代表から。児童相談所（児相）は親子を再統合するのではなく、強制的に分離して施設の子にしてしまう。里親、代替的家族等においても児相の意志に従わないと、せっかく養い親に馴れた子であっても児相に取り上げてられてしまう状況が出ている。離婚した際には親子が分離されて会えなくなる。これらは日本独特の現象です。それぞれの事例において、社会的背景は異なりますが、一緒に考えましょう。

次に、本シンポジウムを企画した須田さんからは、子どもの社会的養護に関して次のようなお話。厚労省によって国際的スタンダードに向け里親優先の方針が出ている。しかし日本は施設養護が8割で国際的に見ると里親は低い。また、児童養護施設では、6割くらいが虐待児、親の離婚が約5割で、虐待と離婚の問題がダブっている場合が多い。一か月神話というのがあり、2歳くらいで愛着関係が形成される時期に、乳児院から児童養護施設に措置変更され、乳児院担当者から引き離される。その後の乳児院担当者との交流も月一回までで、結果、愛着関係が疎外される。月一回は離婚の面会交流と似ている。

経済学者の水岡さんからは 児童相談所の利権について。児童養護施設は、元々は戦争孤児対策として生まれた。1980年代になると孤児が減り、臨調行革で予算も減り、児童養護施設は倒産しそうになる。しかしそのタイミングで、厚生省から児童虐待問題の膨大なレポートが出て、厚生省が予算化を図る。1990年代になると児童養護施設の定員割れが起き閉鎖の危機に陥るが、それに呼応して、児童虐待問題が大きくなる。児童虐待キャンペーンで拉致拘束がされる子どもが増加し、ますます権益が増大する。すなわち利権が絡んでいる。児童養護施設は多くの児相職員を定年後受け入れている。養護施設と里親は子を奪い合う関係にある。子どもの権利

条約第9条（親子不分離の原則）や同第18条（実親による共同養育の原則）等があるにもかかわらず、児童相談所に子どもを連れ去られると親子は会えなくなり通信等の接触や居場所もわからなくなる。その背後には児相利権が存在する。

宗像さんは、別居親が我が子と分断される社会的背景として「単独親権と家制度」について。家制度は国の支配体制と密接に結びついており、権力制度の最小単位。離婚は、家の解体となって再編成が必要となる。個は補充の対象となり、子どもを忘れて早く再婚しろ、子をつくれ、とか言われる。離婚したら、子どもは家のものとして父母どちらかの家に所属しなければならない。親権は、支配層にとっては親権のない者を排除し黙らせるといことに役立ってきた。家の安定の為、という言葉も使われてきた。親権がないという親の法的地位の格差によって、子どもの親から養育を受ける権利が損なわれている。これらは婚外子差別も同じ。一方、政府機関は、法務省は戸籍管理者、裁判所は家制度の型にはめる門番として機能している。家制度支配がいまだに継続している。

海老名さんは、先ず、離婚ビジネスの構図について。弁護士、法テラス、女性センター、離婚関連NPO法人、ある日家に帰ると妻子がいない、DV支援措置、シェルター、裁判所等の説明が有り、お金になる仕組みが出来ているということ、資料を交えて説明。次に、ご自身の裁判等から。妻と弁護士のメールのやり取りを、同居中からパスワードが変わってないので見たところ、弁護士から海老名さんへの誹謗中傷が酷く、それをもとに弁護士へ懲戒請求を出した。それに対し、夫が元検事である相手弁護士から不正アクセスで警察に訴えられ、微罪でありながら警察が動いているという実体験のお話。

神奈川県의회議員の加藤さんは、里親が上手く機能しないことについて、事例を挙げて説明。三姉妹の施設入所を叔母が知り、親族里親になろうとしたが、親権者の父親がいるという理由で許可が出ず、三姉妹に会おうとしても会えない事例。もう一つは、週末里親が、子どもの親戚との交流ができたということで、子どもが混乱するとの理由で、子どもとの交流を絶たれた事例であった。受け入れ先が有り環境が整っていても、里親にさせないで施設入所にするということが起きている。次に、貧困について、1人親世帯と子どもの貧困は、親が働いていてもいなくても貧困率が高い。養育費問題が有り60%が受けたことが無い。継続して払える仕組み、税制面での優遇措置など、貧困の連鎖を断ち切る対策が必要。一方、政治家などは富裕層が多く真剣に対応していないというお話がありました。

全体をとおして、親子の強制分離の背景には、権益、利権、及び、お役所の都合があるように感じたシンポジウムでした。（染木辰夫）

前号(33号)会報の古賀礼子さんの文章について、以下のような原稿をいただいたので掲載いたします。

別居母親の立場から

ショックな一文を見つけた。

別居母親として悩み、入会したkネット。その会報の記事の中で。しかも同性である女性弁護士の主張として。

“kネット会報の読者層は別居父親だから、その父親達へ向けた文章にしておけば受けがよい。”とでも考えて書かれた記事としか、私には受け止められなかった。それはこういった文章である。

「母親優位の結論が重ねられていく。稀に父親が監護者となるのは、妻が家庭を顧みないケースなど、元々父親側が積極的に育児そのものを担っている場合などに限定される。」

この一文が特に問題視されず「主張」の内容として会報に載るということは、これを読んだスタッフも別段違和感を感じなかったということだろう。kネット発行の本を心の支えに読み、子どもと引き離された女性についての理解ある内容に救われた私にとって、裏切られた気分であった。

「母親優位」の原則に憤りを感じてきたのはわかる。そしてその原則の被害にあい、実際監護権をとれなかった父親も多いのだろう。

現に、kネットの交流会では男性参加者と男性別居親の母親、といった立場の人が大半を占めた。別居母親としての参加は、私ともう1人の女性の2人だけであった。この記事を読んで、すぐさま彼女に感想を聞いてみた。

『確かにあの記事のあの箇所、納得いかない!!』
“父親であっても子どもを確保し、調停や裁判でイクメンアピール。自分が家事育児を担わなくても親ができればそれで良い。今は「現状維持=継続性の原則」が強いのでそれで勝てる。”という現実を身を以て知った彼女も、あの文章に憤りを感じていた。彼女は“夫が3人の息子を連れて実家へ出て行った”ことから始まった別居母親である。どんなに父親が家事をしなくとも、「相手は父親だから親に頼っても良い」と調停委員に言われ、「母親のあなたが同居して親に頼るのは自立していない」と、さらに追い打ちをかけられるような調停を経験している。

私自身のことを書くと長くなるが、1度目の別居と調停を経て“子どものため”と復縁をしたが、1

年半におよぶ性的暴力の末の妊娠。妊娠中、夫と夫家族による暴言暴力により、流産の危険を回避するため、泣く泣く3人の子どもを残し避難別居した経緯がある。別居前に相談した弁護士に「理由が理由なので3人の親権はとれる」と言われ、信じてすぐ保護命令を申し立てたが、時間を有した調査により“問題なし”と「継続性の原則」が適用された。kネットでは虚偽DVの訴えにより被害を受けた父親が度々取り上げられるが、本当に被害を受けた母親がいることも知っておいていただきたい。

「母親はこうあるべき」といった偏見は、根強い。それは別居父親にとって親権を争う際の脅威であるが、別居母親にとっても同じである。そして、それを助長した記事では、目指す共同親権への道を自ら狭めることになる私と私は考えている。

共同親権制度の確立を目指すのは、父親だけではない。親権をもたない親への偏見が助長されないよう、もちろん、すべての生き別れた子ども達のためにも、共同親権の一刻も早い実現を望んでいる。

(西坂久美子)

====
k ネットからは西坂さんに以下連絡しました

私たちの会に来られる方は、基本的には自分の養育責任を果たしたいという点については男女関わらず共通しているし、女性が監護権を取れる場合が多い中で、監護権をとれなかった女性が親として適格でなかったと言うのが会の目的ではないことはもちろんです。むしろ、「妻が家庭を顧みないケース」であろうがなかろうが子の養育にかかわる責任は男女関わらずあると考えています。

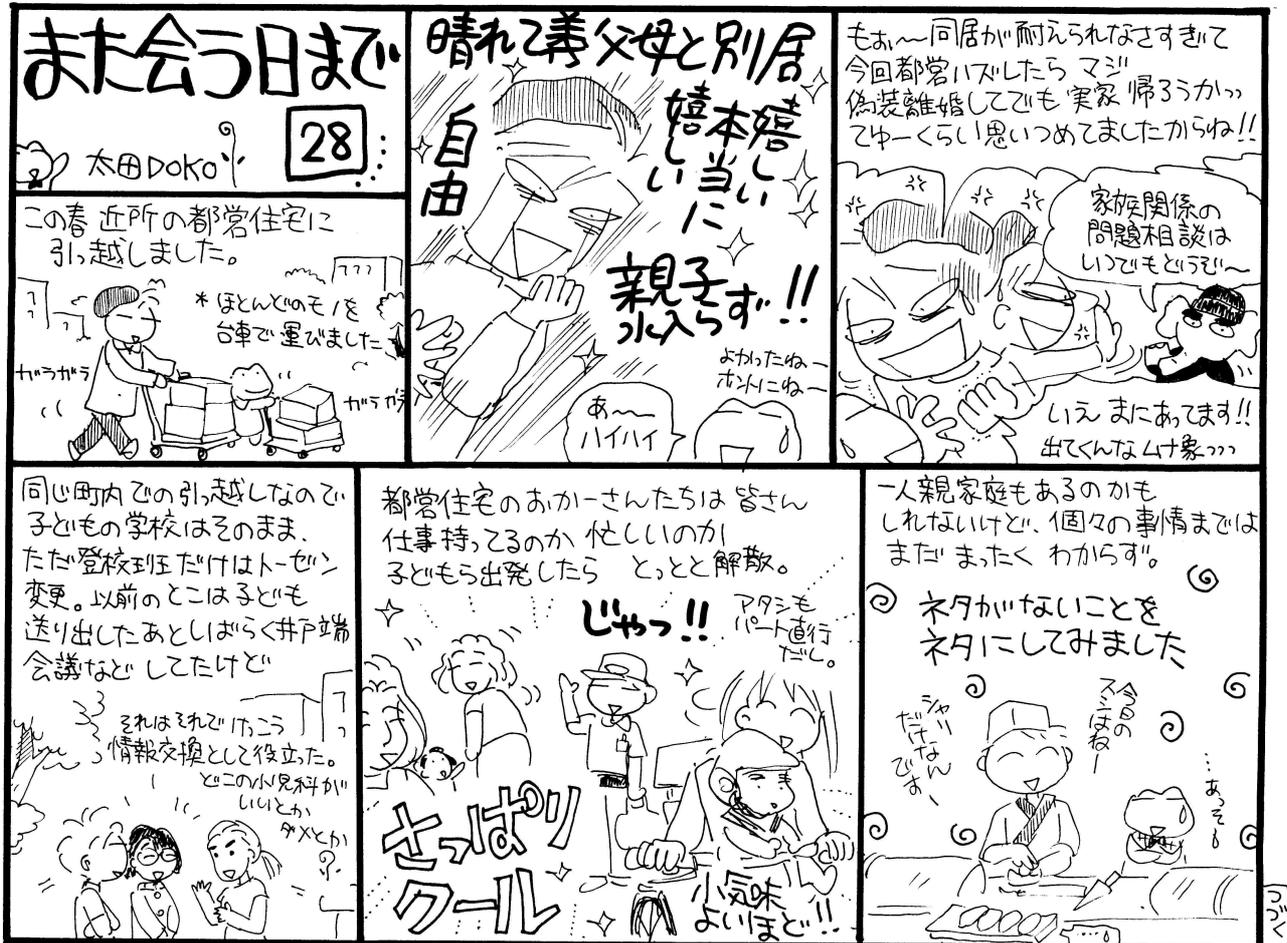
ただ、会に来られる女性の割合は男性に比べると相対的に低いので、積極的にそういった女性の置かれた立場について紹介する機会が限られていたのは会の力量が不足していたと思うので、今回のような西坂さんのメールをいただいたと思っています。もちろんそれについて紹介していきたい意向はあります。

訂正希望については、古賀さんの文章を訂正して対応するのではなく、いい機会なので、次号の会報に紙面を割くので、どうしてそのように感じられたのか西崎さんに思ったところを書いてくださったほうがよい、というのが会の意向です。そのほうが世の中で別居親の女性が置かれた立場もより理解されるようになろうかと思っています。

女もつらいよ 冤罪とか引き離しとか、今の法制度の矛盾から様々な問題が起こっていますが、その背後にはジェンダーバイアスが絡んでいます。男=加害者=悪者、女=被害者=救うべき弱者、という構図です。男というだけで、悪者にされ、女であるというだけで、要保護救済の対象に組み込まれてしまいます。結果それでみんなが幸せになっていれば問題はありませんが、DVも引き離しも一向に減らず、問題は世代連鎖も起こしています。夫婦間の問題は善悪の問題というより、関係の問題であり、権力構造、経済的能力、生活能力、コミュニケーション不全、価値観の不一致、自己肯定感の不足、などの問題がそれぞれにあります。

それらの問題を隠蔽してしまうのが、「あなたは悪くない」という言葉。私も傷ついたクライアントにその言葉を使いますが、続けて「多分彼も悪くない、なのに問題が起こったのはなぜか、じっくり考えてみよう」と言います。善悪で考えているうちは見えてこない、それぞれの問題や関係の問題が見えてくると、今後の家族の有り様もいろいろあることに思い至ります。

被害者にとって、選択肢は逃げる、遮断する、離婚する、そんな乱暴な選択肢以外にも、いろんな選択肢が見えてきます。修復的離婚、修復的別居、再同居、家庭内別居、家庭内離婚、等。離婚してもしなくても、相互理解、相互扶助、相互信頼があれば、家族としての関係は維持できますし、それがないところで、いくら離婚しても、逃避行からくる不安と、生活苦、子供に対するケア不足、などに悩まされるし、離婚せずに辛抱しても、相互不信や暴力や暴言、傷つきが繰り返されるだけ。離婚してもしなくても、女は辛い、だから逃げるという選択に乗ってしまうけれど、妻に逃げられてはじめて夫は、自分の問題に向き合わされることになります。そんな夫がいくら離婚に抵抗しても、何も解決しないのもまた同じこと。けれど離婚が金や仕事になる人たちがいるしねー。やれやれ・・・修復的支援、誰か他にやってる人っていないのかなあー。



我が子を引き離さない制度とは

子どもが暮らす元妻の家と私の家は自転車で8分しか離れていない。それなのにとても遠くに感じている。

面会交流の時、子どもが「パパの家の近くをママの車で通ったよ」、「パパがコンビニいるとこ見たんだよ、ママの車で歯医者さん行くときに」と教えてくれた事があった。

私の父母は面会交流をできていない。家裁の調査官は、私と私の父母の監護能力、監護環境を問題ないとしていたが、審判では元妻を監護者に指定した。日本の単独親権は、監護権と親権の分離を認める事が少ないため、親権を争っても勝ち目がないと考え、子どもと月3回会えるという条件を信じて離婚調停に合意した。しかし、数日後に親権を持つ元妻が子どもを私に会わせなくなり、面会交流中止の調停も起こしてきた。理不尽で公正さが無いなと思ったが、面会回数を減らされた修正案を受け入れなければならなかった。審判に移行すれば、結審するまで子どもとまた会えなくなってしまう恐れや、同居親よりも不利な判決が下る心配があったため苦渋の決断だった。

日本の法律が離婚後も共同親権だったなら面会交流という他人扱いのような言葉で、子どもと会う回数を制限されるようなことはなかったのかなと思う。別居親が我が子に愛情をいくら注ぎたくても簡単にはいかない現状に、単独親権は不公平で子どもを幸せにしないと感じている。

(水野聖和)

虚偽DVによる住所非開示措置の実態

私は、5年程前に義父母による過干渉が原因でノイローゼとなってしまうのですが、更にそれを認めようとしない義父母及び妻が離婚となるよう仕向け、ついには、3年前に子供を連れ去つた上、虚偽DV申出によりDV加害者とされ、住所非開示措置により、子供の居場所を知ることが出来ない当事者です。

現在の住所非開示措置の制度には、盲点・副作用ともいえる欠陥があり、昨年においては国会でも取り上げられ、維新の会現民進党真山先生の答弁もあり、その問題(負の作用)について世間においても知られるところにはなってきました。

但し、私や他の当事者からすると、国会での問題認識とは異なり、実務に当たる自治体では、まだ見解に隔たりがあり、実態としては有言無実といったところ です。自治体担当も、問題を丸投げされたに近く、混乱している様子が伺えました。

問題の根幹はこの問題を国が自治体に委ねている点で、自治体としては虚偽の申出に対応できる術も無く、私が問合せに行った自治体では、泣き言を漏らす始末で、私は「対応できないと泣き言を当事者に漏らすくらいなら、国に対し、問題について上申して下さい」と言つて帰りました。

国としても、世論と併せ、実務を行う各自治体からのこうした声が大きくなれば、対策を打ち出すことに、いずれなつて来るとは思いますが、早期にとするには、もつと当事者が声を上げ、事なかれ主義の自治体に「大事」であることを認識して貰う必要があります。

その自治体ですが、この問題に対し、真摯に取

合つて頂ける所は少ないです。①被害者第一という名分、②DV真偽については民事の問題、③不服申立てを棄却出来る、といったことが、その要因として考えられます。また、私も言われた「全国ほぼ一律で同様の対応です」というのが自治体の本音で、当事者を諦めさせる対応しか出来ないというのが実態とも言えます。

そんな中、私が逆に泣き言を聞くところまで出来たのは次の主張を一貫したことが挙げられます。①被害者第一には理解を示した上、第二、第三と制度の強化を主張(虚偽申出対策も)、②行政が介入したのであれば、民事に戻す処までの道筋・救済措置を設定するよう主張、③措置に対する不服以前に、申出事実不明では、承服・不服の判断不能と主張(不服申立てはしない)

特に③は不服申立てで片付けたい自治体としては想定外らしく、再三勸めてきますが、「何を事実⁷としているか分からない以上、承服も不服もないです。事実を知り、心当りのある内容であれば承服します」として安易な不服申立てはしない方が、自治体としては、「宙に浮いた問題」として残り、認識されます。ましてや「内容によつては承服します」と、肯定する面も示されると、なおさら自治体側の問題となります。こうなるとマニュアル主義の自治体としては、何も出来なくなります。

もし、同様な問題を抱え、自治体に問合せしている・問合せしようとしている方がいれば、あえて「不服とせず、「ただただ分らず困っている」とした方が、自治体の問題意識は上がり、その意識は中央省庁にもいずれ伝わると思います(事実認定の問題)。同様な境遇の当事者の方との情報共有ができれば幸いです。(I)

取組

★国立交流会

月に1回不定期で国立事務所で開催しています。問い合わせください。

☆あおやぎ家族相談

予約の上、相談を受け付けています。042・511・1253 (宗像)

★kネット運営会議

不定期で開催です。参加できますのでお問い合わせください。

★宮崎交流会

日時・7月2日(毎月第1土曜日) 18時〜20時、場所・宮崎市市民活動センター小会議室(宮崎市橋通西1の1の1) 宮崎市民プラザ三階、参加費無料、問い合わせ・0985・47・6797 (小原)、メール gza05074@leo.bbq.jp、*日程の変更がありますのでご確認ください。

★鹿児島交流会

日時・7月9日(毎月第2土曜日) 18時〜21時、場所・サ

ンエールかごしま(鹿児島市荒田1の4の1)、問い合わせ・080・3946・0625 (下建)、メール

yvwwa@softbank.ne.jp

*日程の変更がありますのでご確認ください。

★別府交流会

日時・6月18日、7月16日(毎月第3土曜日) 18時〜21時、場所・別府市野口ふれあいセンター(大分県別府市野口元町12-43)、参加費・500円、問い合わせ・0977・77・1994、メール

itmo.itmademo.oyako@gmail.com、*日程の変更がありますのでご確認ください。

★銀座交流会

日時・7月2日(毎月第1土曜日)、15時30分〜17時30分、場所・東銀座313ビルセミナールーム、参加費・300円(運営協力費)、問い合わせ・03・6226・5419 (宗像)

【相談会も】当日(第1土曜日)

はkネットスタッフによる個人相談を午後2時〜3時 同所にて開催しています。kネットまでご予約下さい。運営協力費・1000円

★北海道学習会

日時・6月26日(日)、16時〜18時30分、場所・NPO法人自立生活センターさつぼろ研修センター会議室(札幌市白石区南郷13丁目南3南郷シテイハウス1階)、参加費・500円、定員・30名(先着順)、申込連絡先・コトオヤネットさつぼろ事務局

click@orange.plala.or.jp、011・863・1377)

★kネット集会所家庭裁判所が

親子を引き裂く」

日時・7月23日(土)、13時30分〜16時30分、場所・三田いきぎプラザ集会所C(東京都港区芝四丁目1・17)最寄り駅 地下鉄三田線・浅草線三田駅A9番出口 徒歩1分、JR山手線・京浜東北線田町駅西口 徒歩8分、参加費・1000円(予約不要。直接会場にお越しください)、問い合わせ・kネット

★離婚と子育て実践講座

8月27日(土) 13時半〜、講師・蓮見岳夫(カウンセラー)・稲坂将成(弁護士) / 9月3日(土) 13時半〜、講師・宗像充(ライター) ほか、場所・銀座

セミナールーム、参加費・1500円・主催・kネット

【kネット国立事務所】

T186・0013東京都国立市青柳3-10-8-103(郵便はこちらにお願いします) JR南部線西国立駅下車徒歩12分。改札口を出て右手、川崎方面にある踏切を渡り直進。横断歩道を渡つてそば屋さんのある坂を下つて、「町田木材」の縦型の看板の後ろのアパート。1番手前の部屋の1階。

【東銀座313ビルセミナールーム】

こちらでは郵便物は受け付けていません。東京都中央区銀座3-13-19 東銀座313ビル8階、最寄り駅 地下鉄東銀座駅 徒歩3分、銀座駅徒歩10分。晴海通りから歌舞伎座のある通りを入り、マガジンハウスのある並び。銀座3丁目郵便局斜め向かい。

■郵便振込 00130・5・472679 加入者名kネット

■銀行口座 三菱東京UFJ銀行 国立支店0072170(連ケイネット*口座名が略称になりました。

会員募集と寄付のお願い

私たちは、親子の引き離し状況を改善し、共同養育・共同親権を実現する法整備、社会制度作りを目指す別居親団体です。片親を排除する法制度に反対しています。実態調査や立法院への提言、ロビ活動、裁判所の運用改善、別居親への情報提供、地方自治体への要請などを通じて、親どうしが別れても親子が親子であるための活動を行います。ホームページ等で広報に努めます。会報を年4回程度発行しています。

会員を募っています。年会費(会員は別居親とその家族、及び会の趣旨に賛同する人)年3000円

【入会方法】

メールまたはファックス・電話にて、お名前・連絡先、住所、会員・賛同者の別をお知らせの上、郵便振替または銀行口座にて3000円を振込ください。また郵便振替・銀行口座にてご寄付を募っています。

メール contact@kyodosinken.com